

官報

号外 昭和三十四年十二月二十五日

○第三十三回 参議院會議録第十九号

昭和三十四年十二月二十五日(金曜日)
午後七時四十一分開議

議事日程 第十八号

昭和三十四年十二月二十五日

午前十時開議

第一 在日朝鮮人の帰国促進に関する請願(三件)

第二 サハラ砂漠における原水爆実験中止に関する請願

第三 沖縄における米国民政府新布令第二十三号刑法並びに訴訟手続法典撤回に関する請願

第四 沖縄周辺海域の航行、漁ろり禁止措置撤廃に関する請願

第五 零細企業対策強化のための商工会組織の法制化促進に関する請願(十一件)

第六 日朝間直接貿易許可に関する請願(四件)

第七 山口県小型自動車競走場移転反対に関する請願

第八 女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(二十一件)

第九 産業教育を行う国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に関する請願(百十九件)

第一〇 産業教育を行う私立高等学校教職員の産業教育手当に関する請願(九十五件)

第一一 滋賀大学附属中学校校舎等移転に関する請願

第一二 昭和三十五年度産業教育振興予算に関する請願

第一三 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正等に関する請願(六十一件)

第一四 正倉院御物保護に関する請願

第一五 財団法人日本禁酒同盟助成に関する請願

第一六 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正に関する請願

第一七 名古屋市中心部大再建に関する請願(四件)

第一八 中学校校舎増築のための財源措置に関する請願

第一九 学校給食実施義務教育諸学校に栄養士配置等の請願(六件)

第二〇 学校給食実施学校に栄養士配置の請願(二件)

第二一 高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に関する請願(十一件)

第二二 盲ろう学校高等部生徒の就学奨励費に関する請願

第二三 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願

第二四 高等学校の定時制教育及び通信教育予算に関する請願(二件)

第二五 義務教育施設拡充等に関する請願

第二六 学校給食費国庫補助増額等に関する請願(三件)

第二七 東京都保谷町所在民族学博物館保管の民俗資料保護措置に関する請願

第二八 中学校施設整備措置に関する請願

第二九 高等学校の理科教育振興に関する請願

第三〇 昭和三十五年度文教予算に関する請願

第三一 能楽の存続保護に関する請願

第三二 学校保健法実施強化のための予算増額等に関する請願

第三三 奨励研究生制度の改善拡充に関する請願

第三四 婦人教育予算増額に関する請願

第三五 新市町村育成強化に関する請願

第三六 新市町村建設育成のための地方交付税法の特例措置延長に関する請願

第三七 行政書士法の一部改正に関する請願(九件)

第三八 駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願(十九件)

第三九 自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十三日程長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 石田 次男君
外務委員 辻 武壽君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 辻 武壽君
外務委員 石田 次男君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(佐々木盛雄君外四名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託された。

地盤沈下対策特別措置法案(松前重義君外二十一名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

外務委員会請願審査報告書第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とウイエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とウイエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十四年十二月二十五日 参議院會議録第十九号 會議 議事日程追加の件 国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(趣旨説明)

二五〇

日本国とヴェトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めの件

日本国とヴェトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

クリーニング業法の一部を改正する法律

同日議院において採択した簡易郵便局法の一部改正に関する請願外二百八十六件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、参議院議員小山邦太郎君が養蚕業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に小田賢郎君、鮫島茂君、井出正孝君、斎藤静格君、原捨思君、室崎勝造君、佐野寅雄君及び清洲熊雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員に佐藤博夫君、鈴木清秀君、今里広記君、関桂三君、楠見義男君、酒井杏之助君、今野源八郎君及び平山復二郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 堀木 鎌三君
外務委員 後藤 義隆君
同 小林 孝平君

農林水産委員 羽生 三七君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 後藤 義隆君
外務委員 堀木 鎌三君
同 羽生 三七君

農林水産委員 小林 孝平君

同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 阿具根 登君(阿具根登君の補欠)

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

砂防法の一部を改正する法律案(田中一君外三名発議)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(田中一君外三名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政委員会諸願審査報告書第二号

文教委員会諸願審査報告書第一号

商工委員会諸願審査報告書第二号

○議長(松野鶴平君) これより本日この際、日程に追加して、

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案について、国会法第五十六條の二の規定により、衆議院の

議長からその趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。衆議院議員佐々木盛雄君登壇、

拍手

○衆議院議員(佐々木盛雄君) 私は、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案につきまして、提案者を代表して、ここに提案趣旨についての説明を行なわんとするものであります。

去る十一月二十七日に日米安全保障条約改定交渉の打ち切りを要求する集団示威運動が行なわれた際に、集団陳情に名をかりた一万数千名の――が(発言する者多く、議場騒然)国会構内に乱入して、神聖なる議事堂をじゅうりんしたのが憲政空前の不幸事件の発生を契機としたしまして、再びかくのごとき不幸事件の発生を繰り返さないために、加藤衆議院議長は、さきに、わが衆議院の議院運営委員会理事におきまして、おおむね本案件同様の試案を提示されたのであります。私たちが

ために、与党と野党との政争を越えた立場から、議長の諸君にこたえて、(取り消せ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)議院運営委員会の全員一致の立案をいたしたいと、あらゆる努力を試みたのであります。が、不幸にして野党諸君の同調を見るに至らず、ついに、議長試案に若干の補足を加えて、ここに議員提案の形式をとるのやむなきに至ったことは、まことに遺憾にたえない次第でございます。

まず、この法律の目的は、国権の最高機関である国会がその機能を完全に

行なうために、国会議事堂の周辺の静穏を保つことによつて、国会議員の登壇と国会の審議権を確保せんとするものであります。従つて、何人も、この目的達成のため、国会議事堂周辺の静

穏の保持によつて、議員の登壇と国会の審議権を妨害しないようにしなければならぬ旨を、まず規定いたしましたのであります。(拍手)しかしながら、このことは、憲法において保障された集会

や表現の自由を制限するものでは毛頭ないのであります。私たちが、国会の審議権の公正なる行使を確保する立法措置を講ずることこそが、最も合憲的にして、かつ、議会政治擁護の根本要件であると信ずるのであります。

(拍手)

従来、国会の周辺に集団示威運動等が行なわれました場合には、国会とし

ては、なるべく不要の摩擦を避けるために、やむなく当日の国政審議を中止するなどの措置をとつて参つたのであります。が、今回の不幸事件におきまして、議事堂周辺の道路においては議員の登壇が著しく妨げられたのみならず、ことに、議員会館と議事堂との間の道路は全くふさがれて、議員の通行が不能となつた事実にかんがみまして、この際、国会として万全の措置を講じ、もつて不測の事態の発生を予防することが絶対に必要であると考えるのであります。(拍手)

さて、私たちは、この法律案起草するにあたって、次の二点に特に意を用いたのであります。

第一は、本法に規定する国会周辺と申しましても、なるべくその範囲を最小限にとどめたわけであります。英、米、西独等の諸外国におきましては、国会周辺一帯の広範なる地域を指定して、集団行動についての厳重なる禁止規定を設けているのであります。が、本法におきましては、その適用区域を国会周辺一帯とし、主として国会に通ずる道路と一部の国会用地のみに限つて秩序を保持すべき場所としたのであります。

第二は、その限られた道路や区域におきましても、なおかつ集団示威運動をあらかじめ全面的に禁止することを避けて、必要やむを得ない場合にのみ適当な措置をとり得るようになしたの

は、なるべく不要の摩擦を避けるために、やむなく当日の国政審議を中止するなどの措置をとつて参つたのであります。が、今回の不幸事件におきまして、議事堂周辺の道路においては議員の登壇が著しく妨げられたのみならず、ことに、議員会館と議事堂との間の道路は全くふさがれて、議員の通行が不能となつた事実にかんがみまして、この際、国会として万全の措置を講じ、もつて不測の事態の発生を予防することが絶対に必要であると考えるのであります。(拍手)

さて、私たちは、この法律案起草するにあたって、次の二点に特に意を用いたのであります。

第一は、本法に規定する国会周辺と申しましても、なるべくその範囲を最小限にとどめたわけであります。英、米、西独等の諸外国におきましては、国会周辺一帯の広範なる地域を指定して、集団行動についての厳重なる禁止規定を設けているのであります。が、本法におきましては、その適用区域を国会周辺一帯とし、主として国会に通ずる道路と一部の国会用地のみに限つて秩序を保持すべき場所としたのであります。

第二は、その限られた道路や区域におきましても、なおかつ集団示威運動をあらかじめ全面的に禁止することを避けて、必要やむを得ない場合にのみ適当な措置をとり得るようになしたの

は、なるべく不要の摩擦を避けるために、やむなく当日の国政審議を中止するなどの措置をとつて参つたのであります。が、今回の不幸事件におきまして、議事堂周辺の道路においては議員の登壇が著しく妨げられたのみならず、ことに、議員会館と議事堂との間の道路は全くふさがれて、議員の通行が不能となつた事実にかんがみまして、この際、国会として万全の措置を講じ、もつて不測の事態の発生を予防することが絶対に必要であると考えるのであります。(拍手)

さて、私たちは、この法律案起草するにあたって、次の二点に特に意を用いたのであります。

第一は、本法に規定する国会周辺と申しましても、なるべくその範囲を最小限にとどめたわけであります。英、米、西独等の諸外国におきましては、国会周辺一帯の広範なる地域を指定して、集団行動についての厳重なる禁止規定を設けているのであります。が、本法におきましては、その適用区域を国会周辺一帯とし、主として国会に通ずる道路と一部の国会用地のみに限つて秩序を保持すべき場所としたのであります。

第二は、その限られた道路や区域におきましても、なおかつ集団示威運動をあらかじめ全面的に禁止することを避けて、必要やむを得ない場合にのみ適当な措置をとり得るようになしたの

は、なるべく不要の摩擦を避けるために、やむなく当日の国政審議を中止するなどの措置をとつて参つたのであります。が、今回の不幸事件におきまして、議事堂周辺の道路においては議員の登壇が著しく妨げられたのみならず、ことに、議員会館と議事堂との間の道路は全くふさがれて、議員の通行が不能となつた事実にかんがみまして、この際、国会として万全の措置を講じ、もつて不測の事態の発生を予防することが絶対に必要であると考えるのであります。(拍手)

さて、私たちは、この法律案起草するにあたって、次の二点に特に意を用いたのであります。

第一は、本法に規定する国会周辺と申しましても、なるべくその範囲を最小限にとどめたわけであります。英、米、西独等の諸外国におきましては、国会周辺一帯の広範なる地域を指定して、集団行動についての厳重なる禁止規定を設けているのであります。が、本法におきましては、その適用区域を国会周辺一帯とし、主として国会に通ずる道路と一部の国会用地のみに限つて秩序を保持すべき場所としたのであります。

第二は、その限られた道路や区域におきましても、なおかつ集団示威運動をあらかじめ全面的に禁止することを避けて、必要やむを得ない場合にのみ適当な措置をとり得るようになしたの

であります。すなわち、国会周辺道路
上における集団示威運動等のために、
国会議員の登院や国会の審議権の公正
な行使が阻害されるおそれがあると認
められる場合には、衆参両院議長は、連
名で、東京都の公安委員会に対して、
その集団示威運動等の許可の取り消し
や条件の変更を要請したり、または、警
視總監に対して、その集団示威運動等
を制止するための必要な措置を講ずる
ように要請できることとしたのであり
ます。従って、この要請がなされ
たときは、公安委員会はこれに対応し
て必要な措置を講ずるようにすること
とし、また、警察官は、その集団示威
運動等の主催者や責任者や参加者に対
して、必要な限度において警告を発し
たり、その行為を制止したりすること
ができるようにいたしましたのでありま
す。しかしながら、これらの要請を受
けた公安委員会や警視總監がいかなる
措置をとるかは、もっぱらその自主的
決定にゆだねたのであります。

次に、請願につきましては、憲法に
おいて定められている通り、平穩に行
なり限りにおきましては、言論、表
現、集会の自由とともに国民の基本的
権利として認められておるところであ
ります。しかし、たとい請願、陳
情の名目のもとに行なわれる集団示威
運動等でありましても、実際上平穩な
行為と認められないものは本法の適
用を受けるべきものとしたのは、

当然の措置であると考えるのでありま
す。

また、罰則につきましては、集団示
威運動に参加した者が議事堂またはそ
の構内に侵入いたしました場合には、
本法によらないで一般刑法の規定によ
るのであります。特に、他人を
指揮し、他人に率先して侵入した者に
対しては、本法の適用によって刑を重
くいたしましたのであります。すなわち、
国会議事堂こそは、国民の代表者が国
政を審議する神聖なる殿堂であつて、
これを群衆の陣頭に立つて侵害いたし
ますことは、単なる住居侵入のみな
らず、実にわが国立憲政治の存立を危
うくするものであるからであります。

また、集団示威運動等の威力を用い
て議員の登院を妨害した者につきまし
ても特に罰則を設けましたのは、国会
構成員たる議員の登院こそは国政審議
のための不可欠の前提要件であるから
であります。

以上が本法律案の概要であります。こ
が、私はここに、各位が、わが国議會
政治の発展のために、この際、政党政派
の対立を越えて、大乗的見地に立つて
満場一致の御賛同あらんことを心から
期待いたします。提案趣旨の説明を
終わります。(拍手)

「取り消せ」衆議院では通るかも
しらぬが、参議院では通らぬぞ」
「議長、休憩しろ」「議長を開け」「手

党だけで審議するからこういふこ
とになるのだ」「進行々々」と呼ぶ
者あり

○議長(松野鶴平君) ただいまの提案
理由の説明の中に不穏当な用語があり
ますれば、議長において……(議場騒
然、聴取不能)

「休憩々々」「議事進行」「議長、趣
旨説明を確定しないと質問のしよ
うがないでしょう。法律案の提案
趣旨説明ですから確定して下さいと
い」と呼ぶ者あり、その他発言す
る者多く、議場騒然

○議長(松野鶴平君) ただいまの提案
理由の説明について調査いたしました
結果、議長は——という用語の取り消
しを命じます。(拍手)

ただいまの趣旨説明に対し質疑の通
告がございます。順次発言を許しま
す。占部秀男君。
「占部秀男君登壇、拍手」
○占部秀男君 私は、日本社会党を代
表して、ただいま上程されております
国会の審議権の確保のための秩序保持
に関する法律案について提案者に質問
をいたしますが、その前に一言特別な
質問を申し上げます。

ただいま提案者は、提案理由の説明
の中で、一万数千名の——云々とい
う言葉を出され、議長からその取り消
しを命ぜられました。議長のこの取り消
しに対して承服するかどうか、この点
をはつきりとまずお伺いをいたしました

いと思います。(拍手、発言する者多
し)
「衆議院議員佐々木盛雄君登壇、
拍手」
○衆議院議員(佐々木盛雄君) 本院は
もとより議長の権限のもとにおいて行
なわれておるところでありますから、
議長の御指定通り、私は取り消すにや
ぶさかではございません。

ただ、私が提案理由において申し述
べましたことの趣旨は、私は、法治国
においては、すべての国民は法律を守
らなければならないと考えます。国民
は、憲法によって陳情請願の自由は
持つておりますが、それは法律に基づ
いて、衆議院におきましては、衆議院
の關係の面会の法規がございます。参
議院にも同様の法規があると思いま
すから、適法のもとにおいて行なわれ
るものは自由でございしますが、法律
を無視した集団の行動を、私はこれ
を——と申しただけでございするか
ら、私が——という言葉を用いたとい
うことの弁明をいたしておく次第で
ございます。(拍手、「弁明じゃない」「や
ぶさかでないとは何だ」と呼ぶ者あ
り、その他発言する者多し)

○議長(松野鶴平君) 占部秀男君。
「占部秀男君登壇、拍手」
○占部秀男君 ただいまの提案者の御
答弁は、「服するにやぶさかでない」と
いうことであつて、これは「服する」と

いうことだそうでありましたので、私は
一応質問を続行いたします。

最初私がお尋ねをいたしますこと
は、この法律案の立法手続に關する
二、三の問題点でございます。

第一に、提案者のただいまの説明だ
けでは、この法案の法源が一体どこに
あるのか明らかではございません。
(発言する者多し)

○議長(松野鶴平君) 御静粛に願いま
す。

○占部秀男君(続) しかしながら、法
源がいずれにあるにせよ、この法案の
性格そのものは、この成文の内容が示
しておきます通り、治安警察關係法規
であることは明白なる事実でございま
す。何となれば、この法案は、その目
的を規定した第一条において、国会議
員の登院と国会審議権の公正な行使を
確保すること云々を目的とすると述べ
ております。けれども、しかし、第二
条以下におきまして規定されている内
容から言へば、むしろそのために国会周
辺の静穩を保つというところがこの法案
の直接の目的となつておりました。
「静穩を保つ」ということ自体は、国民
の一般的な権利義務に対する警察作用
による制約を意味しておるからであり
ます。すなわち、この法の目的を實現
するために規制される対象は、国会議
員そのものではなく、国会議員として
の違法行為でございせん。明らか
に、規制される対象は一般国民であ

り、しかも規制される行為は、国民の基本的な人権であつて、その最大なるものの一つであると言われております「集会、表現の自由」に關してであり、実定的には集会、集団行進、集団示威運動についてでございます。さらにまた、この法によつて規制の責任に当たる者は警察力でありまして、その作用の及ぶ場所的領域は国会構内ではなくして、現行法のもとにおきましては警察作用によつて現に公共の秩序が保たれておりますところの一般公道でございます。すなわち、いかなる角度から検討いたしましても、直接国民の権利義務について行政権力作用によつて制約を加へんとする治安警察関係法規であることは、あまりにも明白なる内容であると考えます。(拍手)提案者は、この法案の法源をどこに求め、この法の性格をいかに考えておるか、明確な答弁を願いたいとともに、もし私の言う治安警察関係法規でないとするならば、ないというだけの法的根拠を明らかにしていただきたいと思ひます。

第二に、しかるに衆議院におきましては、この法案を、国会に關する事項であるとして、多数決をもつて議院運営委員会に付託したのであります。ここにいう国会に關する事項とは、国会法規に明らかなごとくに、議会の構成員の間に拘束力を持つか、国民の議院内での行為に拘束力を持つか、いずれにしても国会の内部事項として限定されている事柄に關してであることは明らかでございます。議長が持つ警察権も、もつぱら院内事項としての内部警察権であることは言ひまでもございませぬ。しかるに、この法案が拘束する対象は、衆議院本會議における同僚中村議員の質問に対して提案者みずから答へたごとく、特定の狀態にある一般国民を対象としたものでありまして、明らかに院外事項についての立法であり、本来議運に付託すべき性格の法案でないことは、国会法、参議院規則に照らして明らかでございます。また、現行国会法と十五のその付属法とを検討するならば、国会慣行の上からいつても同然であることは、これまでのおのずから明らかであることでもあります。しかるに提案者は、この法の目的をうたった第一条において、あたかも国会関係法規であるかのごとき文句を挿入することによつて、故意に治安警察関係法規であるこの法案の本質を隠蔽いたそうとしたのでございませぬ。しかし、この小細工も、付託に際して多数決をもつて押し切らなければならなかつたその事実によつて、国民の前に暴露されてゐるのであります。一体自民党は、何の必要があつて、かかる小細工を弄してまでも、警察関係法規を国会関係法規といひくめて無理押しに議運に付託したしたのでありましょか。それは、基本的人権を制約するこれほどの重大法案を、一人の参考人も呼ぶことなく、一回の公聴会だに開くことなく、わずか二日間、しかも、実質的には二、三時間の審議だけで委員会を終わらせたのみか、さらに本會議に際しても、野党三派の欠席のまま、平然として自民党だけの単独議決をもつて衆議院を通過せしめた、あの審議の過程を省みるならば、自民党の意図するところが那邊にあるかは、あまりにも明明白々であるか、私は思ひます。(拍手)すなわち、正常な審議過程を踏むことによつて、この法案の違憲性や反動性が暴露され、さらには、致命的な欠点を追及剔抉されることによつて国民世論の反響は日を迫りて層一層と高まる結果、昨秋の警職法の二の舞になることを極度におそれ、憲政史上まれに見る多数の暴力による非常手段を強行せんがために、法規の性格まで白を黒たして、議院運営委員会への付託を押

し切つたものであると、私は考えているのであります。国会法も議院規則も無視され、院内の慣行も破られたこの事實は、まさに無理が通れば道理引つ込むのたとえ、そのままでありまして、少なくとも良識の府といわれるわが参議院においては再びかくのごとき暴挙が繰り返されることのないように、自民党といわず、緑風会といわず、無所属といわず、共産党といわず、もとより、わが社会党もまた、お互いに党派を越えて努力し合ひことが、参議院に議席を置く者として、国民に対する当然の責任であると考えるのであります。(拍手)また、そうしてこそ初めて二院制度の意義を国民に強調できるのではなからうかと考へるのであります。かかる意味合いにおきまして、提案者にただしたいことは、提案者は、衆議院においては、知らず、本院におきましては、国会法規や院内慣行に従つた正常な審議の行なわれることをお望みになるかどうか。もしお望みとするならば、この際、治安関係法規であることを明確にして、正当な所管の委員会に付託できるよう努力することが、提案者としてのあなたの当然の責務であると私は考へるの

であります。この点はいかがでございませうか。

第三に、以上のような情勢の中で、このゆがめられた審議狀態を正しく直し、国民の信望にこたへることのできる者は、わが参議院の中では、たつた一人しかございません。それは松野議長あなたであります。(拍手)国会法によつても、参議院規則においても、議案を適當な委員会に付託する権利と責任は議長にあることは明らかでございます。かつて松野議長は、国会正常化に關する両党首會議の約束を破り、党籍を離脱しなかつたのであります。そのことが今日の国会正常化が破られるに至つた一つの遠因をなしていることは、多くの人々の一致した見方でございます。当時、議長は、党籍は離脱せずとも、議事の運営にあたつては、一派に偏することなく、厳正中立にならうと天下に公約されました。今、言ひならば、議會政治の將來は、あなたが自民党の黨員として党利党略に走るか、あるいは参議院議長として真に公正中立な議事の運営をするか、一にかかつて、あなたがこの法案をどの委員会に付託するかによつてきまつてくると私は考へるのであります。もとより、議長に質問はいたしません、議

会政治の興廢を決するこの際でございますから、議長のご信念を明らかにしていただけたならば望外の喜びでありますが、いかがでございますか。

次に、私はこの法案の内容について二、三質問をいたしたいと思います。

第一の点は、およそ公共の福祉と秩序を守るために国民の権利としての基本的人権を制約する場合には、明確かつ嚴重な具体的基準が示されなければならぬことは、各公安条例に対する違憲判決の理由によっても明らかでございます。(拍手)特に、近代法治国家におきましては、基本的人権が人間固有の権利であるという意義から、人権の尊重と警察裁量の制限とは相関的に取り上げられております。従って、警察裁量の余地はあつて限りせねばならぬところがあるのが、文明国家のとりつたる今日の方向でございます。しかるにこの法案は、集会、表現の自由という基本的人権を制約するにあつて、必要やむを得ぬ場合とされておりますけれども、それがどんな場合であるのか、万人が納得する明確な基準も示すことなしに、国民の権利の上に強制的制約を加える警察作用の發動を、議長の單なる認定のもとに、しかも包括的にゆだねておられますことは、憲法に規定

された公共福祉による人権制約の範囲をはるかに逸脱したものであることは明らかでございます。(拍手)憲法違反の規定であると断ぜざるを得ないのでありますけれども、提案者はいかにお考えになっておられますか。

第二に、この法案は、請願し陳情する国民の権利を制約する事項を含んでおるのであります。集団行進や集団示威運動が、集会、表現の自由の一つであるとして、憲法によって保障されております以上、請願、陳情を伴うそれが合法的であることは論を待たないところでございます。本来、請願に關しては、憲法においても、国会法におきましても、参議院規則においても、「その提出が平穩になされなければならない」と定められてはいるのは、特別な制限はないのでございます。請願そのものが、選挙と並んで、国民の国政への意思表示として重大な権利とされておるからでございます。しかるに、この法案は、その請願についても、議長の認定のいかんによって自由に阻止され制約されることを規定しているものであります。人権侵害の生ずる危険性を内包しているだけでなく、憲法の保障を破壊させる契機ともなつてい

人権侵害を誘発する規定であると考えますが、提案者はいかにお考えになりますか。

第三に、この法案を総覧すると、刑罰がきつめて重いことがわかります。五年以下の懲役というものは、戦前の反動時代におきましても、戦争時代の治安維持法を除きましては、治安警察法を初め、この種法規にさへ例を見ないところでございまして、この立法の動機とその後の審議過程をあわせ見ますならば、国会の権威を維持することを名として、この法案の第一の目的とする重点は実にここにあつたことを今さら悟らざるを得ないのであります。この立法の直接の動機となつた去年十一月二十七日の事件は、率直に

言つてわれわれも遺憾とするところでありまふけれども、だからといって、奇貨おくあたわずとして、かくのごとき弾圧法規を立法する自民党の各位の時代に逆行したやり方には絶対に反対をいたしたのであります。(拍手)提案者は、弾圧を強化すればするほど、対立する者を非法に先鋭化にかり立てていつておる過去の歴史が示した教訓を、いかに考えられるか、この点をお伺いいたします。

第四に、この法案は、憲法九十五条に規定された一つの地方公共団体のみに適用される特別法であると思つておられますが、衆議院における同僚中議員の質問に對しまして、提案者は、一定地域のデモ隊すなわち住民を対象としたものであつて、一つの地方公共団体を対象としたものではないから、憲法九十五条による特別法ではないと答弁をされておるのであります。しかしながら、地方自治法第二条によりますならば、地方公共の秩序を維持し、防犯、防災等を行なうことは、地方公共団体の固有の公共事務であると規定されております。従つて、警察法によりまして、都道府県に都道府県警察が置かれておるのでありますけれども、このことは、単に都道府県の区域を警察の単位とするだけでなく、地方公共団体として、都道府県はみずから警察を維持し、警察の責に任じているのであります。言いかえるならば、都道府県警察は都道府県の団体事務で

ございます。この法案の示す国会周辺の秩序の維持とは、全国的な秩序の維持ではなく、東京都下における地方公共の秩序の維持であることは、国会が日本に一つしかないことによつて明らかでございますし、また、この法案によつて發動される警察力も、全国の都道府県警察ではなくて、東京都のみから維持し、みずから警察の責に任じておる団体事務としての監視庁をさしておるのであります。従つて、この法案は、提案者も言うより一に全国民を対象としておることは事実でございますけれども、ただそれだけではなくて、東京都という一つの地方公共団体にのみ適用される特別法であることは、自治法の規定その他から明らかでございます。提案者の答弁にもかかわらず、住民投票で過半数の同意がなければ制定できない法案であると思ひますが、提案者はいかにお考えになっておられますか。もしそうでないならば、そうでないという明確な法的根拠を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に質問する点は、この立法を生んだ背景としての政治のあり方についてでございます。

第一に、およそ国会周辺の静穏を保つためには、かくのごとき弾圧法を立法し国民の大衆行動を制圧する前に、まず政治のあり方を正すことが何よりも先決な問題であると考えるのでございます。(拍手)保守党歴代内閣の終戦以来十数年間にわたる為政の跡を見る

官 報 (号 外)

ならば、新憲法の指向するものよりもむしろ逆行し、再び反動的な警察国家へ引き戻さんとするその意図は明瞭でございます。特に、岸内閣になって以來、政治は金によってさらに腐敗し、少数の特権階級を太らすために大衆生活を押迫し、再軍備への道を歩んでおります。今にしてこの政策を変えぬ限り、どんな弾圧法規を次々に作つたとしても、国民のふんまんは大衆行動となって爆発し、とうてい国会周辺の静穏を保つことは期しがたい。この立法によって階級対立はかえって激化せしめられるであらうと思ひます。提案者は、まず政治を正すことを先決として、この際この提案を中止するお考えはないか。この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

第二に、この法案は、明治二十年、自由民権論者を東京から退去せしめた保安条例をほりふつせしめるものがございます。もとより現象的には、前者は皇居を隔たる三里以内の地域を指定し、その対象も特定の者五百七十余名であり、規制した方法にしてもこの法案とは異なるものでございますけれども、しかし、一定の地域を保持し、批判者に行動せしめる余地を与えぬことによって、保守権力を温存させようとするその本質に至つては、全く軌を一にした悪法であつたと考えるのでございます。進み行く時勢の流れには勝つて、明治三十一年に廃止されたことは御存じの通りでございますが、この法案も、たとえ一時的には数の暴力によつて成立したとしても、同じ運命をたどることは火を見るよりも明らかでございます。提案者はこの際、世界の動きを直視し、この提案を撤回される意図はないか。

以上を点をもつて質問を終わります。(拍手)

〔衆議院議員佐々木盛雄君登壇、拍手〕

○衆議院議員(佐々木盛雄君) お答えいたします。

第一に、この法律は基本的人権をしるものであつて、治安関係の法律ではないかという御質問でございます。私たちは全く見解を異にいたしております。まして、さういふ治安関係法規であるとは考えません。ただ、一般警察権について議長が要請する権限を与えたのにすぎないのであります。その議長よりの要請を受けた公安委員会ないし警視總監がいかなる措置をするかは、それぞれに与えられた独自の権限に基づいて自主的決定をする次第でありま

するから、決して治安関係法規ではございません。(拍手)

第二には、この法律は、院内事項ではなく、むしろ院外の関係事項であるから、従つて国会において取り扱うのも、議院運営委員会に付託することは間違ひではなからうか、また、公聴会等をなぜ開かなかつたかという御意見でございますが、もとよりさういふ御意見もございました。従つて、この公安委員会に關係する事項も出てくるわけでありますから、さういふ見解から申しますならば、むしろ地方行政委員会でも取り扱べきではないかという御意見や、あるいは道路法上の問題でありますから運輸委員会でも扱つたらどうかというお話もございました。また中には、人間の基本的人権に關することでありますから、これは法務委員会の方が適當ではなからうかという、いろいろな御意見もあつたことは、衆議院の審議の途上において事実でございます。しかしながら、本法の目的とするところは、議員の登院の自由の確保といふことと、国会における審議権の公正なる確保をするといふことが、これが最大の目的でございます。それから、やはり議院運営委員会が最も適當でなからうかと考えましたし、さらに

また、十一月二十七日のあの不祥事件を契機として、衆議院におきましては、加藤議長さんから、さういふ不祥事件を再び繰り返さないために立法措置をしてはいかかかといふことで、A案、B案の二案が議院運営委員会の理事會に提示されました。わが議院運営委員会は議長の間際にこたえる機関でございますから、さういふ経過から考えましても、議院運営委員会において扱うのが最も適當であらうと考えますから、従つて、参議院におかれましても議院運営委員会においてお取り扱いになりたいと考えておる次第でございます。(発言する者多し)

また、占部さんは、この法律は表現の自由を制約して憲法違反の法律ではないかと、さういふ御意見でございます。衆議院におきましてもその自由を制約して憲法違反の法律ではないかと、さういふ御意見を承りましたが、この法律といふものは決して基本的人権をしゅりりんするものではないと思ひます。決して憲法で保障されました言論、集會、表現の自由に対して一般的な規制を加えようといふのではないのであります。平穩のうちに行為なわれまする請願、陳情の行為や集団示威行動等は、本法の適用を受けるものではございません。ただ、それが非常に議員の登院を妨害したり、国会の審議権の公正な行使を阻害するおそれがあるときにのみ、衆参両院議長が連名で東京都の公安委員会ないし警視總監に要請するだけのことであります。それから、決して憲法違反でないという確信を持つておる次第であります。(拍手)

講願の問題につきましても同様の趣旨でございます。

次に、占部さんの御質問の憲法九十五条との關係はどうかといふことでございますが、この法律は、単に一つの地方公共団体そのものを対象とするものではなくして、限られた地域内のみを対象とするものであります。また、この法律の適用を受けまするものは、一つの公共団体の住民だけではなくして、一般国民がその対象となるわけでございます。この憲法九十五条のいわゆる特別法ではないと考へております。また、公安委員会に対しましても特別の義務を課するものではないと思ひます。憲法九十五条にいう特別法には該当しないという見解を堅持いたしております。

また占部さんは、治安関係法規、治安警察の法規及び外国立法例の刑罰との關係について論及されましたが、公安条例につきましても、最高裁判所の最

終判決の出ない現在におきまして、有効なるものとして、前提としてすることには支障がありはせぬかということでございますが、なるほど東京都条例につきまして、違憲の判決の出たものやあるいは合憲の判決の出たものがありまますが、いずれもそれは下級裁判所の段階でございます、最高裁判所の最終判決は出ていない現段階におきまして、私たちは、この立法が決して憲法に違反するものではないと、かたい信念を持つておる次第でございます。さらにまた、西ドイツ等についての論及もされましたが、ここに諸外国におきます国会周辺の集団的行動についての詳細な規制の例を持つておるが、先刻の趣旨弁明においても申し上げました通り、イギリスにおきましても、アメリカにおきましても、西ドイツにおきましても、日本よりは、はるかに広範な地域を指定いたしました、その地域内における一切のデモ行為を禁止しているというのが実情でございますから、決して今度の立法が過酷なものであるとは考えておりません。また、法律を作るよりも政治のあり方を正す方が先決ではないかという御意見でございましたが、なるほどお説の通りにわれわれも考えておるわけ

でありますから、従いまして、国民の間に民主主義が十分に発達をいたしましたならば、お説の通りでけっこうでございますが、遺憾ながら現状におきましては、十一月二十七日のような不祥事件の起こる今日の段階におきましては、この程度の措置も必要ではなからうかと考えるのであります。(拍手)

また、明治二十年の保安条例を引用されまして、これは国会と国民とを切り離す意図を持ったものではないかという御見解でございましたが、これは全く見解の相違でございますから、従って、この法案を撤回する意思は毛頭持つておりません。(拍手)

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君 ただいまの提案者の答弁に對しまして、再質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、この法案が警察関係法規であるか国会関係法規であるかという点について、提案者は国会関係法規であるとして、その根拠を、この法律が議長に警察権発動に對しての要請権を与えておるから、さういふおっしゃったのでございます。ところが、警察権の発動に對する要請権は現在も議長は持つておるのでございまして、

それがこの法案の本質を制するものであるとはどういふ常識的にも考えられないのであります。一体、今度のこの議長の要請によつて警察権が発動されると、この法案の中には規定されておるのでございますが、議長の要請によつて発動されたところのその警察権は、明らかに行政上の強制権でございます、監視總監が発動しようが、あるいはまた議長長の要請によつて発動されようが、その本質は何ら変わりはないと思ふのであります。すなわち、この警察作用を発動せしめたところの直接の行政的責任はもちろん、発動した警察作用が一般国民の上に加ふる行政強制についての責任も、この場合には明らかに警察官にあるのであつて、監視總監にあるのであり、公安委員会にあるのであり、ひいては内閣にあるのであると私は考へる。議長は、ただだか、この法案における責任を追及されましても、要請したその基準がよかつたか悪かつたか、要請したその場合における議長長の判断が正しかつたかどうか、ということの政治的責任を追及されるだけでありまして、それ以上の責任は、この法案によつては追及される余地がないのであります。というものは、言うまでもなく、憲法によつて行

政の責任は内閣にありと規定されておるからであります。もしも、この法案が、加藤議長が衆議院において、さきに示しましたB案のように、ある地域を国会周辺区域として特別に指定することによつて、議長の内閣警察権の及ぶ範圍として拡大していただければ、あるいは議長はその地域における個々の警察官に對する命令監督ができ、その意味において特別權力作用としての議長長の責任を負うことができると思ふのであります。この法案は遺憾ながら、その責任を負うことができないのであります。そこで、この法案の発動に基づくところの行政的責任も、明らかに議長にあるのではなく警察官にあり、行政官にあるのであります。しかも、この法案の對象とするものは、私が先ほど申しましたように一般国民であり、規制する行為は基本的人権である。しかも、この警察作用の及ぶ範圍は、警察力によつて現に公共の秩序が保たれておるところの一般道路である。これは現行法で変わつていないのであります。どこをどうしても、どこを押しても、この法律案の内容、この法律案の性格は、警察関係法規というよりほかに仕方がないといふ私に考へるのであります。が、その点一つ佐々木さんはどういう

ふりにお考へになつておるか、承りましたと思ひます。

それからもう一つ、憲法九十五條に基づくところの特別立法には当たらない、なぜならば、この法案の規制するところのものは限られた地域である、しかも相手方は住民である、——かういふあなたはおっしゃつておられますが、限られた地域という、この国会周辺におけるこの地域は、東京都下の地域であつて、神奈川県下、山梨県下、埼玉県下の地域でないことは明らかであります。限られた地域といつても、その地域は東京都の地域の中にあり、しかも、その発動する警察権力や、その地域における地方公共の秩序の維持は、地方公共団体の固有の事務になつておる。あなた方は固有の事務といふことは御存じだろふと思ひけれども、地方公共団体と固有の事務は切り離すことのできない一体性を持つておるものであります。そこで、私はあなたに問ひますけれども、かういふような例においての、裁判にかかつておる例が二、三ございまして、ございまして、いずれも判決はおりておりません。判決がおりていないと同時に、學者の中にも二説あることは、あなたも御存じの通りであります。従つて、あなたが憲

官 報 (号 外)

法九十五条によるところの特別立法でないとして断定する根拠もないのであります。

○議長(松野鶴平君) 時間です。

○占部秀男君(統) それを断定するのはいかなる法的根拠からこれを断定されるのか、その点をはつきりと伺いたいと思います。(拍手)

〔衆議院議員佐々木盛雄君登壇、拍手〕

○衆議院議員(佐々木盛雄君) ただいま占部さんは、議長から要請を受けたことによって生ずる公安委員会や警視總監の責任はあるけれども、議長の責任はないというふうなお話でございました。(行政責任だと呼ぶ者あり)行政責任はございます。その通りでございます。これは議長は院内の警察権はお持ちでありますけれども、院外には及びません。ただ議長は、本法によりまして、先刻申ししますように、東京都の公安委員会あるいは警視總監に對して適当な措置をとるべきことを要請するわけでありますから、これは三権分立の精神から申しまして、議長はただ要請をするにとどまるわけでありまして、要請を受けた公安委員会や警視總監がいかなる措置をとるかということとは、もっぱらそれぞれの自

主的決定にゆだねられたところでありますから、従つて、そのことから生ずる一切の責任は、この公安委員会ないし警視總監が負うべきことはもちろんでございます。議長はこれに對する行政責任はございません。

また、憲法第九十五条のいわゆる特別法との關係についてお説でございますが、これは警察が本来有する公共の安全と秩序を維持するということに着目して、これに必要な限度においての権限を与えたものでありまして、単に地方の治安の維持というよりなことをだけ特定したものではありません。また、地方公共団体の組織や運営に關する基本的事項を直接規定するものではないわけでありますから、決して九十五条にいうところの特別法に該當しないという考え方を持つております。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 田畑金光君。

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 私は、社会クラブを代表して、ただいま衆議院より回付されてきた自民党佐々木盛雄君外四名提出の、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案について、憤りを感しつつ若干の質問を行なわんとするものであります。

本案は、二十四日の午後、衆議院において、自民党の単独審議によつて強引に可決された法案でありまして、われわれは、民社クラブ、日本社会党とともに審議を拒否したにもかかわらず、自民党は、みずから提案した議員立法を、提案者とその与党議員のみをもつて審議可決したのであります。本案については憲法上にも疑義ありとされ、国会の秩序保持のためには当然にとらるべき議長の責任も不明確のままに、国民の権利を一方的に制限せんとするものが、本案の内容であります。しかも、反対意見を何ら聞く機会を持たずして強行採決をはかった案件であります。このような案件を、本院においても、公聴会の開催、連合審査、参考人の意見聴取等、慎重な手続をとらずして、強引に採決に持ち込むことが繰り返されますならば、第二院としての本院の使命を全く抹殺することになります。これこそ参議院みずからが自殺行為をはかる結果になると言わなければなりません。

さらに看過できないことは、十一月二十七日の国会乱入事件は、乱入地域が参議院構内にまたがっていたという歴然たる事実があるのでございます。従つて、参議院議長もこの事件については重大な責任があるのであります。が、本院におきましては、本院議長の責任問題を含む国会秩序維持に關し自的な話し合いは何ら進捗しておらず、あけて衆議院待ちの態度でございまして、あれだけの事件を惹起しながら、デモ主宰者側からも責任をとる者なく、院の秩序保持の最高責任者である議長もまた口を緘して語らず、ことに遺憾ごとくと申さなければなりません。われわれは法律的な責任を論ずるものではないと申さなければなりません。あのよう結果を起した事実は、当然、結果責任が負われなければならないと考えますが、政治道義責任を負う者がいないということは、まことに遺憾でございます。このような事情にあればこそ、私どもは、衆議院より回付された本案を、本院独自の立場をもつて十分に審議を尽くすことこそ、衆議院でじゅうりんなされた議会の権威を取り戻すことになるのでございます。私はこの意味におきまして、提案者に対し総合的な質問を行い、細部については付託された委員会に譲り、審議の徹底を尽くしたいと考えております。

質問の第一点は、本案は、衆議院議長が先般、衆議院議長連署委員会に提出したA案を議員立法に肩がわりしたものでございます。本案提案者の一人、山村新治郎君は、十二月二十二日の衆議院本会議における答弁で、議長私案を議選委員名義で提案する場合には野党が審議権を放棄するおそれがあるから、やむなく議員立法にしたと説明されたのであります。が、議員提案もまた野党全体の審議拒否にあつております。かくて議員立法に切りかえられた趣旨も全く生かされておられません。私の質問したい点は、自民党は何ゆえに、野党側の審議権の拒否を受けながら、独自で強行採決に出たのか。多数党たる与党が議員立法でもつて国会の審議を独占することは容易であります。しかし、これを強行いたしますならば、少数野党は全く存在意義を抹殺され、国会は言論の府ではなく、数の暴力の場にしてしまふのでございます。自民党諸君は何ゆえにかかる暴挙をあえて犯されたか、その理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

第二の質問は、法案の内容に關する問題であります。国会だけが特に法律をもつて保護されなければならないとする根拠は一体どこにあるのか、何いたい。提案者は、国会議員の登院妨害や公正な審議権の行使の障害に對し、最小限の必要措置をとることは当

然だと言っておりますが、特別立法を必要とする説明にはなっておりません。私がお尋ねしたいことは、国会議事堂または構内に侵入した者に対して、一般の住居侵入と区別して厳罰を課する理由がどこにあるかということでございます。むしろ主権在民、民主国家における国会のあり方としては、かえって国民の前に国会を開放し、国民とともに政治を論ずるのが望ましい姿だと思いますが、いかがでございますでしょうか。ことに私は、全学連の指導幹部等、一部のはね上がった職業的革命家に対し、法律の規制が提案者の期待するように効果をあげることができるかどうかを伺いたいでございます。

次にお尋ねしたいことは、すでに国会法、衆議院規則または参議院規則によつて、それぞれ院内の警察権の行使についての規定は厳格にいたしております。この上さらに特別立法をもつてすることは、国会みずからが国会法を無視するものと言わなければなりません。この点に關する所信を伺いたしたいと思います。

規制することになっておりますが、憲法第二十一条の集会、結社、言論、表現の自由及び第十六条の請願する権利の規定は、これによつて侵害される危険が強くなつて参ります。しかも、議長が判断いかんによつては、正常なデモまでが規制されるのであります。しかも、場合によつては、個人に罰則が加えられるような事実認定の権限を議長に与えますのは、議長の特断にゆだねる危険性を多分にはらんでおります。衆議院と異なり、党籍離脱すら行なわれていない本院においては、なおさら本法が党利党略によつて運営される危険をはらんでおります。罪刑法定主義をとる憲法の精神からみましても許されぬことであると考えますが、あらためて憲法との関連において提案者の所信を伺いたいと思つております。

最後に私が伺いたい点は、本法が提案された動機は十一月二十七日の国会乱入デモにあったと提案者は述べておられますが、御承知のように、昨年十二月十日、警備法審議の紛糾をめぐり、与野党間に国会正常化の話し合いが行なわれ、院内における議事の円滑な運営をはかるために、法規、慣例、申し合わせ、決議を厳に尊重し、必要により国会法の改正を考慮しようとする約束されておるわけでありまして、現に衆議院におきましては、集团的要請行動の規制についての特別委員会も設けられておるはずでございます。本申し合わせ事項は一体どのように具体化されてきたのかをこの際明らかにしていただきたいと思つておられます。

一例を申しますならば、第三十三臨時国会は十月二十六日の召集、会期五日間は各会派一致の意見によつてきめられた会期でございます。会期を相互に尊重し、会期内において法律案、予算案を処理することが国会運営の正常なルールでございます。会期延長は、やむを得ない事態の場合、天災地変あるいは国民生活に重大な支障が生ずる場合等、各会派の意見もほぼ了解し、国民の納得のいくような場合でございまして、延長も許されまします。が、党利党略のため行なわれるといったしますならば、明らかに多数暴力主義となり、議会政治の権威失墜に通ずると言わなければなりません。相手方の立場を無視し、自分の都合のためには会期を幾らでも延長し、法案や条約案の強行成立をはかるような態度で、どうして国会の正常化をはかることができるでございませうか。今回の大幅

の法案が目の目を見ずして未了に終わることを心から願いつつ、私の提案者に対する質問を終わることにいたします。(拍手)

〔衆議院議員佐々木盛雄君登壇、拍手〕

○衆議院議員(佐々木盛雄君) 田畑議員の御質問の第一点は、自民党はなぜ野党の参加しないところで強行採決を行なつたのか、数の暴力ではないかという御趣旨のように拝聴いたしました。もとより私は、先ほどの提案理由に申しましたように、加藤議長からの御諮問もあつて、それにこたへる意味から申しましたも、政党政派を越えた満場一致の提案といたしたいと、あらゆる努力を試みたわけでございますが、不幸にして野党各位の御賛成を得ることができずに、わが党議員の単独提案となつたことは、まことに遺憾しく存じます。もともと私たちは、衆議院におきまして社会党の諸君とも本法案の提出にあつて御相談を申し上げておつたわけでありまして、社会党の方のわれわれにおつしやるのには、議院運営委員会の委員長提案ではどうしてもこれに應ずることができない。しかし、議員提案としてお出しになりま

昭和三十四年十二月二十五日 参議院會議録第十九号 国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(趣旨説明)

二五八

には応ずるといふ紳士的な申し合わせがあつたわけでございます。私たちはその申し合わせを信じ、天下公党のなす申し合わせでございますから、これが必ず守られるものとしておつたわけでありまして、突如として出席を拒否されて参られました。加藤議長は、衆議院の議院運営委員会の理事を集められまして、本法案の重要性にかんがみ、野党の諸君も審議にはぜひ応じてほしいといふことを、るる懇請をされたのであります。が、不幸にして野党の諸君の同調を得ず、ついに議員提案となり、しかもわが自民党のみの単独審議となつたことは、まことに遺憾しごくでございます。その経過によつて明らかなく、われわれが最初から多数でもって押し切ろうと考へたわけではなくして、やむを得ずなつた次第を御了承願ひたいと存じます。

次には、国会議事堂または構内の侵入だけを特別立法をもつて取り締まるようなことはよろしくないのではないかと御趣旨のようでございます。私たちすべて国民は、もとより法の前に平等でございます。しかしながら、今日の主権在民の憲法下におきまする国会というものは、申すまでもな

く国権の最高機関でございます。国民から選ばれた代表が自由に登院し自由に審議する権利を確保することが、まづ前提条件であらうと考へるわけでありまして、(拍手)かような考へ方に立ちまして、決して無理なものであらうとは考へておりません。

次には、全字連のごとき極端なところのいわゆる革命職業者のような、そつういふ人々を取り締まるためには十分でないかといふ御趣旨のようによつて聴いたしましたが、この法律ができましても確かに今日行なわれておりますような不法な行為を取り締まるのに完璧であるとはわれわれは考へません。しかしながら、法治国家におきましては、一応の法秩序を立てるということも必要であるとして、本法を提案した次第でございます。

また次には、国会法や両院規則の整備によつて目的が達せられるのではなからうか、こつういふお話でございます。が、この国会法や両院規則というのは、これは院内のことのみを規定いたしました。院内におけるところの集

ましましては、十一月二十七日の不幸事件に見るごとく、国会の周辺が秩序が保たれないといふような場合において、やむを得ずこつういふ措置も必要ではなからうかと考へたわけでございます。

また本法は、議長長の判断によつて不当に国民の権利を制限する、罪刑法定主義の精神に反するのではなからうか、こつういふお話でございます。が、議長長の要請は許可の取り消し等の行政処分等でありまして、直接その行為を議長みずから取り締まるわけではございません。さういふ意味におきまして、決して罪刑法定主義の原則に反するといふ考へ方は持つておりません。

さらに最後には、昨年十二月の自民党の申し合わせ事項はどのように行なわれておるか、この申し合わせができたならば本法のごときは不要ではないか、こつういふ御説のようによつて聴いたしましたが、もとより私たちは、この自民党両院間の申し合わせによつて、法規や慣例や申し合わせ、決議等を十分尊重する慣行が行なわれましたならば、かような法律も必要でないといふ議論も一応成り立つわけでありま

もそのときに突如として今度の不幸事件の発生を見た。これが本法を作るに刺激を与えたことは事実でございます。が、私は、単なる現状にかんがみまして、申し合わせだけでは不十分であるといふ現状から、やむを得ず本法を提案いたしました次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 杉山昌作君。

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 私は、ただいま提案理由の説明をせられました国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案につきまして、緑風会を代表して二、三の質問を申し上げたいと存じます。

先月の二十七日にデモ隊がわが国会に乱入いたしました、長時間にわたつて国会の中でデモ行為をしていたといふことは、これは前古未曾有の不幸事でございます。まことに遺憾とするものでございます。わが参議院の議長は直ちに、かかる行動は黙過することはできない、将来かかる不幸事の発生を防止するため適切な措置がとらるべきものと思ふ次第であるといふ談話を発表せられております。また、わが緑風会といたしましても、その翌日直ちに、今回の事態の発生についての責任は一体どこにあるか、その所在を明ら

かにすると同時に、今後再びかかる事態の起きないように抜本的な対策を立てるべきであるといふことの声明をいたしました次第でございます。その後わが党の議院運営委員会の理事は、理事会におきましてしばしば、この問題を早急に取り上げて、さうして参議院においても積極的にこの調査審議をすべきことを申し出ていたような次第でございます。が、そのときにあたりまして本案が提案されましたので、われわれは喜んで、しかしながら十分に時間をかけて、とつくりと検討していただきたいと考へるものでございます。

その一つの第一回といたしまして、私はここでごく概略的な問題二つ三つを提案者にお尋ね申し上げたいと存じます。

第一の問題は、先般のような事態を今後未然に防ぐ方法といたしましては、御提案の法律を制定することも確かに十分な有力な方途であるとは存じます。けれども、ただそれだけが一番いいのか、これだけしかないのかといふことになりました。相当に疑問があるものでございます。提案者におかれましては、ああいう方法、こつういふ方法と、いろいろ御研究、御考慮の後に、この

法案が一番いいということでお出しになったと、そんなことではないのであります。が、そういうことであります。ならば、提案者は、これをきめます。また、どんなふうな御考慮、どんなふうな方途を比較検討になったか、そこいらのいきさつを御説明を願いたいと存じます。

第二の問題は、先般の国会乱入事件の状況を見ておきますと、一番先頭に立つておられるのは全学連の諸君であつたかと存じますが、その後の全学連の首脳部の言動を見ても、これらの諸君は、初めから法規を無視するということをやつていたように思うのでございます。初めから法規を無視するといふより、人たちのデモ取り締まりのために法規を作るといふことが、一体どれだけの効果があるのかどうか。むしろ、法規を守るといふことがありますならば、今日この法律を作らなくても、今日あります道路交通取締法とか、また、刑法の不法に他人の管理する建物の中に入つてはいけないといふ条文もありますので、それを実行すれば相当にできたわけなんです。それをしやらないといふことは、初めから法律を無視する、しかも、無視したものに對して、これ

を実行をもつて阻止するだけの力がなかったといふことではなかつたかと思ふのでございます。従つて、ただこういうことをしてはいけない、こういうことをすれば刑罰を課するといふだけの法律を作つて、はたして実効があるのかどうか。たとえば、これらを実力をもつて阻止するために、警察力の増強も一つの方法でありましようし、あるいはまた、順法精神を涵養するよきな政策を講ずるのも一つの方法でございましよう。さらにまた、退いて、参議院あるいは国会の門扉障壁を堅固にすることも、侵入を防ぐための一つの実行方法であるかも知れません。こういうふうなことに對して、一体提案者はどのようにお考えになつてゐるかといふことをお尋ね申し上げます。

もう一つ、条文の内容でございます。第四条におきまして、両院の議長は、公安委員会または警視總監に對して必要な措置を要請することができるとなつておりますが、この両院の議長の要請は、それぞれ単独になし得ることであるかと存じます。参議院に對するデモ行進を参議院議長がいたす、あるいは、衆議院に對するデモ行

進の場合に衆議院議長が要請するのはわかりませんが、国会に對するデモ行進であり、しかも、国会を取り巻く相当の地域の静ひつを守るための要請であるといふことになりまうと、一院の議長のした要請は、当然他院に非常に大きな影響を与えるものでございしますが、ここには、両議院の議長がそれぞれ単独に行なうことになれば、この間に何らの連絡も協議も必要としないのであります。この場合に、こういうふうな要請が、それがはたして適切であつたかどうかといふことは、將來非常な政治的な批判を免れませんので、両院の議長は、慎重のあまり、他院の議長の要請を待つて、みずからはあとへ退いてゐるといふような事態がもしも発生いたしましたならば、そのために時宜の措置を講ずることがあれば、せっかくの法律も無に歸するわけでありまうが、その両院議長がそれぞれやり得る場合、その間の他院に對する影響等に對して、一体提案者はどういふふうにその間を調節されることをお考えになつておられますか。その点をお伺い申し上げます。

以上三点を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔衆議院議員佐々木盛雄君登壇、拍手〕

○衆議院議員(佐々木盛雄君) 杉山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第一点は、この国会乱入事件の善後措置として、これ以外に方法はないのか、こういうふうな御質問のように伺ひました。もとより、今度の十一月二十七日に起こりました不祥事件の善後措置として、衆議院におきましては、われわれは二つのことを必要だと考えました。第一には、その起こつた事件の原因をあくまで究明して、その責任の所在を明らかにすることであらうと考へましたし、また、衆議院の加藤議長も、その観点に立たれて慎重調査の結果、やむを得ず懲罰委員会に付託するの宣言もおとりになつたのではなからうかと考えます。また同時に、かくのごとき不祥事件を再び繰り返さないためには、恒久的な措置として国会周辺の秩序を保持するための立法措置も必要ではなからうかといふお考えから、さきにA案並びにB案の二つを衆議院の議院運営委員会の理事会にお示しになつたわけでありまう。この今回提案をいたしました法案は、議長のお示しになつたA案、B案の中の、A案の方を基準にして、それに若干の補足

を加えて提出をいたしましたわけでございます。申すまでもないことであります。が、このB案の方は、国会周辺の一定区域をきめまして、その区域全体におきまして全面的なデモ行為などの禁止規定を設けたものであります。それに比べますと、今度の私の出ししております提案の根本をなしておられますA案といふものは、そうではなくして、全面的禁止をするのではなくして、平常なもとに行なわれます集団行為や、あるいは陳情、請願等の行為に對しては、何ら制限を加えるものではないでございせん。ただ、それが非常に周辺の秩序を乱して議員の登壇が不可能になるとか、国会内部における審議権の公正な行使が妨害されるという場合にのみ限つて、議長が、公安委員会や警視總監に對して、その公安委員会や警視總監の持つ独自の権限を發動していただくように要請するだけの権限を手えただけでありますから、いわばB案に比べますとA案は非常に緩和されたものでございしますが、今日のこの国会の審議の状況等をも勘案をいたしまして、当面の段階をいたしましては、A案によつてむしろ運用の妙を得るといふことに重点を置くべきぢやなからうかと考へて、この本案を

昭和三十四年十二月二十五日 参議院會議録第十九号

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(趣旨説明) 在日朝鮮人の帰国促進に関する請願(三件)外 三件 零細企業対策強化のための商工会組織の法制化促進に関する請願(十一件)外二件

二六〇

起草いたしましたような次第でございます。

次に、第二の点におきましては、先刻もお話ございましたが、全学連等のような強硬な先鋭分子には無意味なものではないか、順法精神が徹底すればこういふものは要らないのじゃないかというふうなお話もございましたが、その通りでございますして、ほんとうに国民の間に民主主義が発達をし、順法精神が徹底いたしまするなれば、ことさらに刑罰規定を法律によって設ける必要はなからうと考えます。しかし現状におきましては、遺憾ながらこのままに放任することのできない現状でございますので、やむを得ずこの本案を提案するに至った次第でございます。

また次には、議長の要請に基づいて警察官が行動した場合において、議長の責任はどうなるかという御質問でございますが、これは先刻御答弁申し上げた通りでございますし、先ほど申しましたように、これは議長が警察を指揮したり公安委員会に命令するわけじゃございませんので、議長の責任は先ほど申しました通り発生をしない、かように考えておる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一より第四までの請願を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。外務委員会理事井上清一君。

審査報告書(外務委員 会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九八号、第一三二号、第三六四号 在日朝鮮人の帰国促進に関する請願

第三六五号 サハラ砂漠における原水爆実験中止に関する請願

第三六六号 沖縄における米国民政府新布令第二十三号刑法並びに訴訟手続法典撤回に関する請願

第五五六号 沖縄周辺海域の航行、漁業禁止措置撤廃に関する請願

一、議院の会議に付するを要しないもの。

第四〇七号 日米安全保障条約改訂反対に関する請願

第九六八号、第九八八号、第九八九号、第一〇三〇号、第一二二〇号、第一三〇七号 南ヴィエトナム賠償協定反対に関する請願

第九八七号、第一二二二二号 日

中国交回復に関する請願

第九九〇号、第九九二号、第九九二二号、第一二二二二号、第一二二二二二

〇八号、第一三〇九号、第一三〇一〇号、第一三一一一、第二三

一二号、第一三一一三、第二三

一四号、第一三一一五、第二三

一六号、第一三一一七、第二三

一八号、第一四三九号、第一四

四〇号、第一四四九号、第一四

五〇号、第一四五一号、第一四

七二号、第一四七三三、第一四

七四号、第一四九八号、第一五

三八号 日米安全保障条約改訂

交渉即時打ち切りに関する請願

第一四七一 国連における軍

備全廃提案の支持等に関する

請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十四年十二月二十三日

外務委員長 草葉 隆園

参議院議長松野鶴平殿

〔井上清一君登壇、拍手〕

○井上清一君 ただいま議題となりました請願六件につき、外務委員会における審査の結果を御報告いたします。

日程第一の三件は、在日朝鮮人の帰国を早めかつ完全に実施するよう要望するもの、第二は、サハラ砂漠における原水爆実験計画の中止方をフランス政府に対して要請されたいとの趣旨のもの、第三は、沖縄における米国民政府新布令第二十三号「刑法並びに訴訟手続法典」の撤回方を関係当局に対して要請されたいというものの、第四は、

沖縄周辺海域における米軍演習場の設定に伴う航行漁撈の禁止措置を撤廃するよう早急に交渉することを要望するものであります。

委員会は、以上各件を審査の結果、いずれも願意をおおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採

択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五より第七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長山本利壽君。

審査報告書(商工委員 会第二号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一四〇〇号、第一四二二二、第一四一三三、第一四一四四、第一四三三三、第一四三三二、第一四三三三、第一四四七号、第一四四八号、第一四七九号、第一四八〇号 零細企業対策強化のための商工会組織の法制化促進に関する請願

昭和三十四年十二月二十五日 参議院會議錄第十九号
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願
二十一件 外二十六件

二六二

[illegible]

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よってこれらの請願は全会一致
をもって採択し、内閣に送付すること
に決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三十五よ
り第三十九までの請願を一括して議題
とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めます。
地方行政委員長新谷寅三郎君。

審査報告書(地方行政委 員会第二号)

一、議院の会議に付するを要するも
の。
一、内閣に送付するを要するも
の。

第九三〇号、第九六三号、第九
七八号、第九七九号、第一二〇
一号、第一二〇二号、第一二三
五号、第一二五四号、第一二五
六号、第一二七〇号、第一二七
七号、第一二七八号、第一三〇
五号、第一三六九号、第一四一
七号、第一四一八号、第一四三
〇号、第一四八五号、第一五二
四号 駐留軍及び自衛隊諸施設

所在市町村に対する助成金交
付の請願

第一二三四号、第一四四一号、
第一四九一号、第一四九二号、
第一五二二号、第一五二三号、
第一五二四号、第一五二五号、
第一五三五号 行政書士法の二
部改正に関する請願

第一二八五号 自衛隊諸施設所
在市町村に対する助成金交付
の請願

第一四五九号 新市町村育成強
化に関する請願

第一四六〇号 新市町村建設育
成のための地方交付税法の特
例措置延長に関する請願
右の通り審査決定した。よって報告
する。

昭和三十四年十二月二十四日

地方行政 新谷寅三郎
委員長

参議院議長松野鶴平殿

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となり
ました請願三十一件について、地方行
政委員会における審査の結果を御報告
いたします。

日程第三十五の請願は、新市町村の
育成強化について建設計画実施のため
の財源確保等の措置を、日程第三十六

の請願は、同じく新市町村建設育成の
ための地方交付税法の特例措置の延長
を、また日程第三十七の請願九件は、
行政書士会について強制加入制をとる
ことを中心とする行政書士法の一部改
正を、日程第三十八及び第三十九の請
願二十件は、いずれもいわゆる基地交
付金について対象資産の範囲拡大、交
付金の増額等の措置をそれぞれ要望す
るものであります。

委員会におきましては、以上三十一
件の請願はいずれも願意おおむね妥当
と認め、これを議院の会議に付し、内
閣に送付を要するものと決定いたした
次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り
採択し、内閣に送付することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よってこれらの請願は全会一致
をもって採択し、内閣に送付すること
に決しました。

本日はこれにて延会いたします。
次会は明日午前十時より開会いたし
ます。

議事日程は、決定次第、公報をもつ
て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後十時一分散会

○本日の会議に付した案件

一、国会の審議権の確保のための秩
序保持に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一乃至第四の請願

一、日程第五乃至第七の請願

一、日程第八乃至第三十四の請願

一、日程第三十五乃至第三十九の請
願

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君 市川 房枝君

小平 芳平君 須藤 五郎君

野坂 参三君 岩間 正男君

加賀山之雄君 林田 正治君

手島 栄君 安部 清美君

奥 むめお君 北條 信八君

野本 品吉君 三木興吉郎君

秋山俊一郎君 上原 正吉君

佐藤 尚武君 天坊 裕彦君

大竹平八郎君 大谷 登潤君

近藤 鶴代君 村上 義一君

千田 正君 笹森 順造君

黒川 武雄君 泉山 三六君

杉原 荒太君 山本 杉君

天竺 良吉君 鍋島 直紹君

谷口 慶吉君 村山 道雄君

徳永 正利君 村上 春蔵君

前田 久吉君 仲原 善一君

西田 信一君 青田源太郎君

松野 孝一君 稲浦 鹿蔵君

佐藤 芳男君 吉江 勝保君

後藤 義隆君 江藤 智君

柴田 栄君 塩見 俊二君

古池 信三君 武藤 常介君

田中 啓一君 松平 勇雄君

山本 米治君 小林 武治君

田中 茂穂君 村松 久義君

堀 末治君 藤野 繁雄君

杉浦 武雄君 迫水 久常君

高橋進太郎君 吉武 恵市君

下條 康麿君 林屋亀次郎君

小林 英三君 小幡 治和君

宮澤 喜一君 横山 フク君

田中 清一君 櫻井 志郎君

櫻井 三郎君 北島 教真君

堀本 宜実君 二見 甚郷君

井川 伊平君 石谷 憲男君

植垣弥一郎君 中野 文門君

増原 恵吉君 平島 敏夫君

勝俣 稔君 山本 利壽君

鈴木 恭一君	最上 英子君	戸叶 武君	藤田 進君
佐野 廣君	小沢久太郎君	中村 順造君	安田 敏夫君
劍木 亨弘君	青柳 秀夫君	千葉千代世君	向井 長年君
井上 清一君	加藤 武徳君	北村 暢君	横川 正市君
大谷 賛雄君	重政 庸徳君	鈴木 強君	坂本 昭君
安井 謙君	斎藤 昇君	永末 英一君	鈴木 壽君
谷口弥三郎君	新谷寅三郎君	大河原一次君	伊藤 頼道君
西郷吉之助君	木内 四郎君	田上 松衛君	田畑 金光君
紅鷗 みつ君	重宗 雄三君	永岡 光治君	亀田 得治君
堀木 鐵三君	野村吉三郎君	加瀬 完君	阿具根 登君
郡 祐一君	一松 定吉君	椿 繁夫君	天田 勝正君
木村篤太郎君	伊能繁次郎君	村尾 重雄君	片岡 文重君
鶴岡 哲夫君	野上 元君	矢嶋 三義君	成瀬 輔治君
米田 勲君	山本伊三郎君	小笠原三三男君	江田 三郎君
武内 五郎君	大矢 正君	阿部 竹松君	荒木正三郎君
森中 守義君	鹿島 俊雄君	東 隆君	曾根 益君
川上 為治君	藤田藤太郎君	羽生 三七君	千葉 信君
相澤 重明君	松永 忠二君	加藤シヅエ君	栗山 良夫君
占部 秀男君	大川 光三君	内村 清次君	山田 節男君
岡村文四郎君	上林 忠次君	棚橋 小虎君	
木下 友敬君	平林 剛君		
秋山 長造君	久保 等君		
岡 三郎君	高橋 衛君		
梶原 茂嘉君	近藤 信一君		
大倉 精一君	小山邦太郎君		
石原幹市郎君	中田 吉雄君		
小酒井義男君	佐多 忠隆君		
光村 甚助君	野田 俊作君		
重盛 壽治君	清澤 俊英君		

衆議院法制次長 三浦 義男君

通商産業大臣 齋藤 正年君

文部政務次官 宮澤 喜一君

外務政務次官 小林 絹治君

政府委員 石原幹市郎君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

衆議院議員 佐々木盛雄君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十四円)
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話 九段四三二一 至九段郵便局